

標 題：

日本籍船以外の船舶に対する81改正
SOLAS の“非常操舵場所に方位情報
を与えるための措置”に関する取扱い

NK テクニカル インフォメーション

No. 25

昭和59年10月26日

関係船主、造船所 各 位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本籍船以外の船舶に対する81改正SOLAS 第V章第12規則（f）項に定められている
“非常操舵場所に方位情報を与えるための措置”について、関係政府の指示に基づき、下記のと
おり取扱いを定めましたのでお知らせ申し上げます。

敬 具

記

1. “非常操舵場所”とは船橋における通常の操舵場所以外のあらゆる操舵場所（例えば、機側
で操舵するための設備を備えた操舵機室）をいう。
2. “非常操舵場所に方位情報を与える措置”として、各々IMO決議 A.424 (XI) , A382 (X)
に従って型式承認されたジャイロ・レピータ又は磁気コンパス（持運び式でも可）を当該場
所に設備する。ただし、ジャイロ・レピータを採用する場合、ギリシア籍船以外の船舶にあ
っては、当該場所までの配線が設備され、非常の際に直ちに使用できるように措置されてい
る限り、ジャイロ・レピータ本体は当該場所に常時備えておかなくとも差し支えない。

尚今後、最初に実施される貨物船安全設備に関する検査の際に本会検査員は上記の要件に適合
していることを確認致しますが、当該装置の本船への設置はできるだけ早くお手配願います。

注）上記の要件は、新船及び現存船に適用されます。

以 上